

秘密指定解除

P. 2

公文書監理室

秘
無期限

※総第 094689号001公館宛 GM2127-02

平成 平成 21 年 9 月 21 日
11 時 43 分 19 秒受付

31

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 アジア局長
審議官
参事官
北東アジア課長
地域調整官
首席事務官

※発電係 1 2
起案
平成 2 年 9 月 11 日
起案者 電話番号
番匠 2416

協議先

会計課長

調査官

首席事務官

主計室

おねえさん

在

韓国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

在韓被爆者提出金の提出手続

主管・文書記号

ア化

※電番

第1471号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(80字)

※

09468903

優先

KANKOKU

F電

GB-1

外務省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

1. 平成2年度予算、在サハリン韓国人支援
等特別拠出金のうち、在韓被爆者支援関係部
分（外200万円）について、大韓赤十字社に
拠出することとする。

2. ついては、本件予算の韓国側への拠出の
ため、昨年度予算拠出の半額に準じ、別FAX
信の通り、韓国政府との間での口上書の交換、
大韓赤十字社との間での合意書の交換を実施
したい。尚、在書簡等交換後、韓国側口上
書、韓赤書簡の原本、及び当方書簡、口上書
の写しを送付したい。

(3)

FAX信

P. 5

秘
無 期 限

※総第 094691号001公館宛 GM2128-05

平成 平成 2 年 9 月 21 日
11 時 43 分 56 秒受付

電 信 案

電信課長

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 平成 2 年 9 月 11 日 起案名 電話番号 審 査 2416
---	--	--

(※印欄内は電信課記入)

協議先 会計課長 調 査 首席事務官 主 計 室	秘密指定解除 公文書監理室
--------------------------------------	------------------

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(六〇字)

在 韓 国	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者救出金の拠出手続		
主管・文書記号 ア 七	※電番 FAX信	大至急 至急 普通 優先処理
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使 ・ 総 領 事 あ て	パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)
往電ア七第147/号別FAX信		
※		
09469107 優先 KANKOKU F信		

(昭和六三・六・三十改正)

(日本側書簡案)

大韓赤十字社総裁 殿

日本国政府は、歴史的背景を考慮し、人道的見地に立脚し、在韓被爆者を支援することを目的として、本年度、貴社に4,200万円を拠出する用意がありますが、右については韓国政府よりも異存がない旨の確認が得られております。つきましては、両国政府間で確認されたところに従い拠出を行うこととしたいので、昨年度ご了承頂いたガイドラインに従い、右拠出金を貴社において責任をもって使用する旨文書にて確認していただければ幸甚です。

1990年 月 日

駐大韓民国日本国大使

柳健一 (印)

(韓赤側書簡案)

駐大韓民国日本国大使

柳 健 一 閣 下

在韓被爆者支援のための日本国政府の拠出金（4, 200万円）に関する1990年 月 日付貴使書簡を受取りました。

当社としては、在韓被爆者の支援に資するため、昨年度本件書簡に添付されたガイドラインに従い、責任をもって同拠出金を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、上記貴使書簡に言及されている4, 200万円を別紙に掲げる別口預金口座を通し、当社に拠出していただくようお願い致します。

大韓赤十字社

総裁 (印)

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to extend, from the humanitarian point of view and in the light of historical background, assistance to those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan and with cooperation of the Government of the Republic of Korea. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as 42 million yen for fiscal year 1990 to "The Red Cross Society of Korea" (hereinafter referred to as "The Society") for programs to support the above mentioned people. Such programs will be implemented by the Society in accordance with the exchange of letters between the President of the Society and the Ambassador of Japan dated , 1990.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.

(ROK's Note Verbale)

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea presents its compliments to the Embassy of Japan and has the honour to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale No. dated , 1990.

The Ministry has further the honour to inform the Embassy that the Government of the Republic of Korea has no objection to the Japanese programs in the said Note Verbale for assisting those victims of the atomic air raid who are now in the Republic of Korea.

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

(5)